

国立大学法人鹿児島大学職員給与規則一部改正新旧対照表(抜粋)(案)

| (新) (略) | (旧) (略) |
|---|--|
| <p>(給与の区分)</p> <p>第4条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。</p> <p>2 本給は、本給月額及び本給の調整額とする。</p> <p>3 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第31条の規定による手当を含む。第6条第2項及び第48条において同じ。)、<u>超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、オンコール手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額</u>とする。</p> <p>(給与の計算期間)</p> <p>第5条 本給及び諸手当(通勤手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除く。)の計算期間は一の月の初日から末日までとする。</p> <p>2 通勤手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>の計算期間は、各関係条項の定めるところによる。</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第6条 職員の給与(<u>期末手当及び勤勉手当</u>を除く。)の支給日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。</p> <p>(1) 17日が日曜日に当たるとき 15日</p> <p>(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日</p> <p>(3) 17日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる時 18日</p> <p>2 支給日において、当月分の本給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額並びに前月分の特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、<u>オンコール手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当</u>を支給する。</p> <p>3 期末手当<u>及び勤勉手当</u>の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。</p> <p>(本給表の種類)</p> <p>第11条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般職本給表(一)(別表第1 1)</p> <p>(2) 一般職本給表(二)(別表第1 2)</p> | <p>(給与の区分)</p> <p>第4条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。</p> <p>2 本給は、本給月額及び本給の調整額とする。</p> <p>3 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第31条の規定による手当を含む。第6条第2項及び第48条において同じ。)、<u>超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額</u>とする。</p> <p>(給与の計算期間)</p> <p>第5条 本給及び諸手当(通勤手当、<u>期末手当、勤勉手当及び期末特別手当</u>を除く。)の計算期間は一の月の初日から末日までとする。</p> <p>2 通勤手当、<u>期末手当、勤勉手当及び期末特別手当</u>の計算期間は、各関係条項の定めるところによる。</p> <p>(給与の支給)</p> <p>第6条 職員の給与(<u>期末手当、勤勉手当及び期末特別手当</u>を除く。)の支給日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。</p> <p>(1) 17日が日曜日に当たるとき 15日(15日が休日に当たるときは、<u>18日</u>)</p> <p>(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日</p> <p>2 支給日において、当月分の本給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額並びに前月分の特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 期末手当、<u>勤勉手当及び期末特別手当</u>の支給日は、6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。</p> <p>(本給表の種類)</p> <p>第11条 本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。</p> <p>(1) 一般職本給表(一)(別表第1 1)</p> <p>(2) 一般職本給表(二)(別表第1 2)</p> |

国立大学法人鹿児島大学職員給与規則一部改正新旧対照表(抜粋)(案)

| (新) | (旧) |
|---|--|
| <p>(3) 海事職本給表(一)(別表第 2 1) (4) 海事職本給表(二)(別表第 2 2) (5) 教育職本給表(一)(別表第 3 1) (6) 教育職本給表(二)(別表第 3 2) (7) 教育職本給表(三)(別表第 3 3) (8) 医療職本給表(一)(別表第 4 1) (9) 医療職本給表(二)(別表第 4 2)</p> | <p>(3) 海事職本給表(一)(別表第 2 1) (4) 海事職本給表(二)(別表第 2 2) (5) 教育職本給表(一)(別表第 3 1) (6) 教育職本給表(二)(別表第 3 2) (7) 教育職本給表(三)(別表第 3 3) (8) 医療職本給表(一)(別表第 4 1) (9) 医療職本給表(二)(別表第 4 2)</p> |
| <p>(削除)</p> | <p>(10) 指定職本給表 (別表第 5)</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>(夜勤手当) 第 35 条 (略)</p> | <p>(夜勤手当) 第 35 条 (略)</p> |
| <p>(オンコール手当) <u>第 35 条の 2 宿日直医師からの要請(オンコール)により診療に 従事した医師(歯科医師を含む。)に対し、オンコール手当を支給 する。</u> <u>2 支給額等必要な事項は、別に定める。</u></p> | <p>(新設)</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>(管理職員特別勤務手当) 第 39 条 第 22 条第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員 (以下「特定管理職員」という。)が、臨時又は緊急の必要その他 の業務の運営の必要により勤務時間、休日、休暇等規則第 13 条 及び第 14 条に基づく休日に勤務した場合は、当該職員には、管 理職員特別勤務手当を支給する。</p> | <p>(管理職員特別勤務手当) 第 39 条 第 22 条第 1 項の規定により管理職手当を支給される職員 (以下「特定管理職員」という。)又は指定職本給表の適用を受け る職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により 勤務時間、休日、休暇等規則第 13 条及び第 14 条に基づく休日に 勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給す る。</p> |
| <p>2 (略)</p> | <p>2 (略)</p> |
| <p>(略)</p> | <p>(略)</p> |
| <p>第 44 条 削除</p> | <p>(期末特別手当) <u>第 44 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下この条にお いてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職 本給表の適用を受ける職員に対して支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは職員就業規則第 24 条第 2 項第 1 号 の規定により解雇し、又は死亡した職員で指定職本給表の適用を 受けていたもの(第 49 条第 8 項の規定の適用を受ける職員及び別 に定める職員を除く。)についても、同様とする。</u></p> |

国立大学法人鹿児島大学職員給与規則一部改正新旧対照表(抜粋)(案)

| (新) | (旧) |
|--|---|
| | <p>2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の170を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ別に定める額を減じて得た額)とする。</p> <p>(1) 6箇月 100分の100 (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80 (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60 (4) 3箇月未満 100分の30</p> <p>3 前項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する調整手当の月額合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(別に定める職員以外の職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。)</p> <p>4 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>5 期末特別手当の不支給・一時差止処分については、第41条及び第42条の規定による期末手当の例に準ずるものとする。</p> |
| (略) | (略) |
| (特定の職員についての適用除外) | (特定の職員についての適用除外) |
| 第47条 | 第47条 第21条から第24条まで、第26条、第29条、第33条から第35条まで、第38条、第40条及び第43条の規定は、指定職本給表を適用を受ける職員には適用しない。 |
| (削除) | |
| 第33条から第35条までの規定は、特定管理職員には適用しない。 | 2 第33条から第35条までの規定は、特定管理職員には適用しない。 |
| 2 第23条から第26条まで、第28条、第30条及び第31条の規定は、フルタイム勤務職員には適用しない。 | 3 第23条から第26条まで、第28条、第30条及び第31条の規定は、フルタイム勤務職員には適用しない。 |
| (管理職手当、扶養手当、調整手当等の支給方法) | (管理職手当、扶養手当、調整手当等の支給方法) |
| 第48条 管理職手当、扶養手当、調整手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は別に定める。 | 第48条 管理職手当、扶養手当、調整手当、特勤勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給方法に関し、必要な事項は別に定 |

国立大学法人鹿児島大学職員給与規則一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

| (新) | (旧) |
|---|---|
| <p>(休職者の給与) 第49条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに本給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに本給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 職員が職員就業規則第15条第1項第4号又は船員就業規則第15条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。</p> <p>6 職員が職員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号又は船員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡したときは、同項の規定により第6条第3項で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは、「第49条第8項」と読み替えるものとする。</p> | <p>める。 (休職者の給与) 第49条 (略)</p> <p>2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに本給、扶養手当、調整手当、住居手当、<u>期末手当及び期末特別手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに本給、扶養手当、調整手当、住居手当、<u>期末手当及び期末特別手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 職員が職員就業規則第15条第1項第4号又は船員就業規則第15条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、調整手当、住居手当、<u>期末手当及び期末特別手当</u>のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。</p> <p>6 職員が職員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号又は船員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、調整手当、住居手当、<u>期末手当及び期末特別手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡したときは、同項の規定により第6条第3項で定める日に、当該各項の例による額の<u>期末手当又は期末特別手当</u>を支給することができる。</p> <p>9 前項の規定の適用を受ける職員の<u>期末手当又は期末特別手当</u>の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは、「第49条第8項」と読み替えるものとする。</p> |

国立大学法人鹿児島大学職員給与規則一部改正新旧対照表(抜粋)(案)

| (新) | (旧) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|----|------|--|---|----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|----------|----------------|
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p style="text-align: center;"><u>附 則</u> この規則は、平成 17 年 月 日から施行する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (削除) | <p>別表第 5(第 11 条関係) 指定職本給表</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">本給月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>573,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>636,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>704,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: center;"><u>783,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: center;"><u>843,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: center;"><u>906,000</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: center;"><u>991,000</u></td> </tr> </tbody> </table> | 号給 | 本給月額 | | 円 | <u>1</u> | <u>573,000</u> | <u>2</u> | <u>636,000</u> | <u>3</u> | <u>704,000</u> | <u>4</u> | <u>783,000</u> | <u>5</u> | <u>843,000</u> | <u>6</u> | <u>906,000</u> | <u>7</u> | <u>991,000</u> |
| 号給 | 本給月額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>1</u> | <u>573,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>2</u> | <u>636,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>3</u> | <u>704,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>4</u> | <u>783,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>5</u> | <u>843,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>6</u> | <u>906,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <u>7</u> | <u>991,000</u> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |